

和歌山県 話題事項
令和 7 年 7 月 8 日
資料提供済
令和 7 年 6 月 3 0 日

知らないオドロキが色々々々



県内初の特定地域づくり事業開始に伴う 知事表敬訪問について

県が令和 7 年 5 月 1 6 日に、県内初となる特定地域づくり事業協同組合の認定をした「かつらぎ町未来づくり協同組合」の 6 月からの事業開始に伴い、下記のとおり知事を訪問されますのでお知らせします。

記

◆日 時：令和 7 年 7 月 9 日（水） 1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

◆場 所：知事室

◆訪問者：中阪 雅則 かつらぎ町長
山内 理恵 かつらぎ町未来づくり協同組合 代表理事

◆かつらぎ町未来づくり協同組合の概要：

- ・所在地（活動地区） かつらぎ町
- ・派遣職員数 6 名
- ・派遣先事業者数 4 者
- ・派遣先業種 農業、食料品製造業、生活関連サービス業

特定地域づくり事業協同組合制度

【概要】

過疎地域等の人口急減地域において、担い手確保の取組を推進するため、事業協同組合がマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する労働者）を雇用し、組合員の事業者へ派遣する制度で、令和 2 年 6 月に創設されたもの。

「特定地域づくり事業協同組合」に認定されることで、労働者派遣事業を届出で実施することができ、併せて市町村が組合に対して行う補助に対して、国から財政支援を受けることができる。

【全国の認定組合数】

1 2 0 組合（1 2 2 市町村）（令和 7 年 5 月 3 0 日現在）

（連絡先）

地域振興課 地域支援班

担当：濱田、船本

電話：073-441-2374（内線：2374）

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン・Iターン・Jターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員

農 業 者	林 業 者	漁 業 者	...	食 品 加 工 業 者	製 材 業 者	機 械 製 造 業 者	...	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食 ・ 宿 泊 業 者
-------------	-------------	-------------	-----	----------------------------	------------------	----------------------------	-----	------------------	------------------	---------------------------------

人材派遣

利用料金

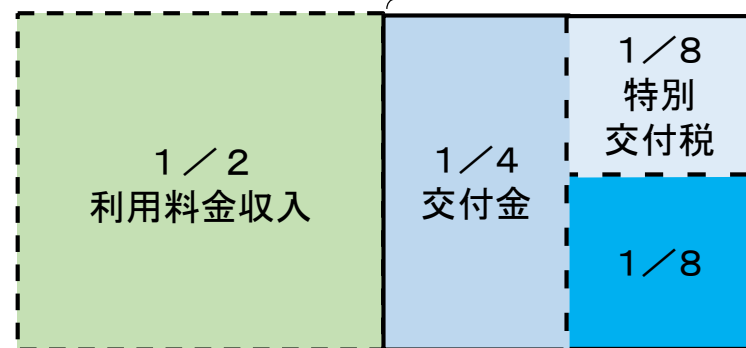
特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成



財政
支援

認定

都道府県